

校長	教頭	係	教育長	次	課長	係
						



9 教職第 4 9 3 号
平成 10 年 1 月 5 日



各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長



公立学校職員の給与に関する条例及び人事委員会規則
の一部改正について（通知）

このことについて、別紙のとおり改正され、その概要は下記のとおりです。
なお、この条例及び規則は平成 9 年 12 月 24 日付け高知県公報第 8018 号
に登載されています。
ついては、管内の小学校及び中学校への周知をお願いします。

記

1 給与改定

- (1) 給料表の改定（平成 9 年 4 月 1 日に遡って適用）
- (2) 給料の調整額の改定（平成 9 年 4 月 1 日に遡って適用）

2 諸手当改定

- (1) 扶養手当（平成 9 年 4 月 1 日に遡って適用）
扶養親族でない配偶者を有する場合の 1 人目の扶養親族
5,500 円→6,500 円
満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子
1 人につき 3,000 円の加算→4,000 円の加算
- (2) 期末・勤勉手当（平成 9 年 4 月 1 日に遡って適用）
年間支給割合 5.2 月→5.25 月
3 月期の期末手当 0.5 月→0.55 月

- (3) 通勤手当（平成 9 年 4 月 1 日に遡って適用）

交通用具使用者

（単位：円）

距離区分	現行	引上額	改定
4.5 km 以上 5.0 km 未満	26,700	500	27,200
5.0 ～ 5.5	28,800	800	29,600
5.5 ～ 6.0	30,800	1,200	32,000
6.0 ～ 6.5	30,800	3,600	34,400
6.5 ～	30,800	6,000	36,800

- (4) 宿日直手当（平成 10 年 1 月 1 日適用）

- ① 通常の宿日直 3,600 円→3,800 円
- ② 寄宿舍における宿日直勤務 5,300 円→5,500 円
- ③ 農業実習指導のための日直勤務 5,300 円→5,500 円
- ④ 施設での動植物の管理のための宿日直勤務 4,500 円→4,700 円

3 その他の事項

臨時職員の賃金（平成 9 年 12 月 1 日から適用）

- ・ 事務補助等 6,870 円→6,940 円
- ・ 栄養士 7,460 円→7,540 円

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成九年十二月二十四日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県条例第四十九号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十九年高知県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「配偶者がいない場合にあつては、」を「扶養親族でない配偶者があつては、」に、「一人」を「二人」に改め、同条第四項中「三千円」を「四千円」に改める。

第十四条第三項中「職員で」の下に「扶養親族たる」を加え、「職員が配偶者のない職員となつた」を「職員について当該職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」に改める。

第十六条の二の前の見出しを「（特勤勤務手当等）」に改める。

第十六条の三第一項中「以下」を「次項において」に、「百分の四」を「百分の六」に改め、同条第二項中「新たに」を「国家公務員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特勤県立学校又は準特勤県立学校に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに」に、「職員のうち、」を「職員でその特勤県立学校又は準特勤県立学校に該当することとなつた日前三年以内に当該県立学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもののその他」に改め、「もの」の下に「として人事委員会規則で定める職員」を加える。

第二十条第一項中「三千八百円」を「三千八百円」に、「五千三百円」を「五千五百円」に、「五千四百円」を「五千七百円」に、「七千九百五十円」を「八千二百五十円」に改める。

第二十一条第二項第二号中「三万八千八百円」を「三万六千八百円」に改める。

第二十二条第二項中「百分の五十」を「百分の五十五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

小学校・中学校等教育職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	274,100	408,500
2	149,300	165,200	287,900	417,500
3	155,800	173,600	301,800	426,300
4	163,000	182,800	315,700	435,100
5	171,100	193,800	329,500	443,600
6	180,300	200,600	343,000	452,000
7	190,300	207,800	353,400	460,300
8	197,000	215,300	363,800	468,000
9	203,700	223,100	374,100	475,400
10	210,300	234,200	383,200	482,700
11	217,000	245,900	391,900	490,100
12	224,000	257,900	400,300	497,500
13	231,500	270,700	408,600	504,200
14	238,900	283,600	416,600	509,500
15	246,000	296,900	424,600	513,600
16	253,000	310,800	432,300	
17	259,800	324,500	439,700	
18	266,400	337,300	447,000	
19	273,000	347,500	453,900	
20	279,000	357,400	460,200	
21	284,400	367,400	466,300	
22	289,500	375,900	471,300	
23	294,300	384,200	475,800	
24	298,800	392,000	479,600	
25	302,300	399,200	482,800	
26	305,800	406,000	485,800	
27	309,300	412,000		
28	311,900	417,800		
29	313,900	423,600		
30	315,900	428,900		
31	317,900	434,100		
32	319,900	438,600		
33	321,900	442,900		
34		447,200		
35		451,000		
36		453,600		

備考 1 この表は、小学校、中学校及び養護学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	315,700	413,500
2	149,300	193,800	329,500	423,700
3	155,800	200,600	343,000	433,600
4	163,000	207,800	353,400	443,500
5	171,100	215,300	363,800	453,300
6	180,300	223,100	374,300	462,800
7	190,300	234,200	384,300	472,300
8	197,000	245,800	394,300	481,400
9	203,800	257,900	404,100	490,900
10	210,500	270,700	413,600	500,500
11	217,600	283,600	422,800	510,900
12	225,000	296,900	431,900	520,400
13	233,200	310,800	440,600	529,100
14	241,100	324,500	449,100	536,800
15	249,000	337,300	457,400	541,400
16	257,100	347,500	465,700	
17	265,000	357,600	474,200	
18	272,800	367,700	482,700	
19	280,500	377,300	491,000	
20	287,500	386,700	499,300	
21	294,100	395,800	507,500	
22	300,400	404,000	514,500	
23	306,600	411,600	518,700	
24	312,600	419,100		
25	318,600	426,400		
26	324,500	433,600		
27	330,300	439,700		
28	335,900	445,600		
29	341,200	450,800		
30	345,200	455,500		
31	348,700	460,200		
32	352,000	464,700		
33	355,200	467,700		
34	357,500			
35	359,700			
36	361,800			
37	363,800			
38	365,800			
39	368,000			
40	370,200			

備考 1 この表は、高等学校、ろう学校、盲学校及び養護学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	187,000	221,400	239,300	260,000	279,800	301,500	337,000	376,600	426,100
2	136,300	173,000	194,000	229,700	248,400	269,200	289,200	311,700	349,300	389,100	440,800
3	140,700	179,800	201,100	238,200	257,500	278,400	298,900	322,000	361,600	401,700	455,500
4	145,300	187,000	208,300	247,200	266,300	287,600	308,800	332,600	373,600	414,300	470,300
5	150,500	192,800	216,200	256,300	275,000	296,800	318,700	343,200	385,500	427,000	485,100
6	156,400	198,100	224,200	265,000	283,700	306,300	328,800	353,800	397,400	439,400	499,700
7	162,500	203,300	232,100	273,500	292,400	315,800	338,900	363,900	409,300	451,600	514,300
8	168,800	208,500	239,600	282,000	301,100	325,400	348,900	373,700	421,300	463,500	528,900
9	173,400	213,400	246,200	290,300	309,700	335,000	358,600	383,500	433,200	475,200	543,500
10	177,000	217,900	252,700	298,500	318,200	344,500	368,100	393,200	444,400	486,600	558,100
11	180,000	222,300	259,100	306,400	326,500	354,100	377,500	402,900	455,000	496,700	569,700
12	182,700	226,700	264,900	313,900	334,200	363,600	386,600	412,600	465,100	505,900	577,100
13	185,400	231,000	270,500	321,200	341,900	372,900	395,400	421,800	473,400	513,700	584,300
14	187,600	234,400	275,700	328,300	349,300	382,000	402,600	430,600	480,400	520,900	590,500
15	189,700	237,500	280,900	334,700	355,200	389,800	408,800	437,100	487,300	525,500	595,300
16	191,300	240,600	285,600	340,500	360,300	395,800	414,400	443,400	492,100		
17		243,700	289,800	344,600	364,800	401,600	419,200	447,600	496,700		
18		246,600	293,500	348,200	368,500	405,600	423,200	451,800	501,000		
19		248,600	296,900	351,800	371,900	409,500	427,100	455,900			
20			299,400	354,300	375,100	413,200	431,000	459,800			
21			301,600	356,800	377,900	416,900	434,900	463,600			
22			303,800	359,300	380,700	420,600	438,600				
23			306,000	361,900	383,500	424,300					
24			308,200	364,500	386,300	427,900					
25			310,400	366,900	389,100						
26			312,500	369,300	391,900						
27			314,600	371,700							
28			316,700	374,100							
29			318,800								
30			320,900								
31			323,000								
32			325,100								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

2 医療職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	208,200	232,000	269,200	311,700	348,000
2	140,900	178,900	215,300	240,400	278,800	322,000	359,900
3	146,500	185,500	222,800	249,000	288,400	332,300	371,800
4	153,300	192,100	230,900	257,600	298,100	342,500	383,700
5	160,100	198,700	239,100	266,200	307,900	352,700	395,500
6	167,800	205,200	247,500	274,800	317,700	362,600	407,300
7	175,400	211,900	256,000	283,500	327,700	372,400	419,500
8	181,700	218,600	264,400	292,300	337,600	382,200	431,700
9	188,000	225,500	272,900	301,300	347,300	392,100	443,400
10	193,300	232,900	281,400	310,200	356,800	402,100	454,400
11	198,600	239,900	289,800	319,000	366,200	412,000	464,800
12	203,800	246,700	298,100	327,500	375,100	421,200	473,400
13	208,900	253,300	306,200	335,500	384,000	430,200	480,400
14	213,700	259,900	314,100	343,400	392,100	436,900	487,300
15	218,200	265,700	321,700	350,900	398,600	443,300	494,300
16	222,600	271,200	329,000	357,000	404,900	447,600	498,800
17	226,900	276,400	335,800	362,400	410,100	451,800	503,100
18	231,200	281,600	342,000	367,600	415,100	455,900	
19	234,700	286,300	346,400	371,300	419,100	459,800	
20	237,800	290,800	350,800	375,000	422,900	463,600	
21	240,800	294,100	354,500	378,600	426,700		
22	243,300	296,700	357,300	381,800	430,400		
23	245,200	299,100	360,100	384,800	434,000		
24		301,100	362,700	387,400			
25		303,100	365,300	390,000			
26		305,100	367,600	392,800			
27		307,200	369,800	395,600			
28		309,300	372,100				
29			374,500				
30			376,900				

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条第一項の改正規定は平成十一年一月一日から、第十六条の三第二項及び第二項の改正規定は同年四月一日から施行する。

2 この条例(第十三条第三項の改正規定(「一人」を「二人」に改める部分に限る。)、第十六条の二の前の見出しの改正規定及び前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の公立学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成九年四月一日から適用する。

「改正後の条例」という。)の規定は、平成九年四月一日から適用する。
(最高号給等の切替え等)

3 平成九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日(附則第六項において「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の公立学校職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成十年三月三十一日までの間における異動者の号給等の調整)

6 施行日から平成十年三月三十一日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

小学校・中学校等 教育職給料表				高等学校 等教育職 給料表			
一級	二級	三級	四級	一級	二級	三級	四級
八、五〇〇円。ただし、一号給六、七二八円、三号給七、〇二一円、四号給七、三三五円、五号給七、六九九円、六号給八、一一三円	一一、八〇〇円。ただし、二号給七、四三四円、三号給七、八二二円、四号給八、二二六円、五号給八、七二一円、六号給九、〇二七円、七号給九、三五一円、八号給九、六八八円、九号給一〇、〇三九円、十号給一〇、五三九円、十二号給一一、〇六五円、十三号給一一、六〇五円	一二、五〇〇円（公立学校職員の条例別表第一の備考二に定める職員にあつては、一二、七〇〇円）。ただし、一号給一二、三三四円（同表の備考二に定める職員にあつては、一二、六九四円）	一四、〇〇〇円	九、五〇〇円。ただし、二号給六、七二八円、三号給七、〇二一円、四号給七、三三五円、五号給七、六九九円、六号給八、一一三円、七号給八、五六三円、八号給八、八六五円、九号給九、一七二円、十号給九、四七二円	一一、九〇〇円。ただし、二号給八、七二二円、三号給九、〇二七円、四号給九、三五一円、五号給九、六八八円、六号給一〇、〇三九円、七号給一〇、五三九円、八号給一一、〇六五円、九号給一一、六〇五円	一三、〇〇〇円（公立学校職員の条例別表第二の備考二に定める職員にあつては、一三、二〇〇円）	一四、四〇〇円

（職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則（平成九年高知県人事委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第五までの改正規定中別表第五を次のように改める。

別表第5（第9条関係）

調 整 基 本 額 表

1 行政職給料表

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	5,200円
2 級	6,600円
3 級	8,600円。ただし、1号給8,415円
4 級	9,900円
5 級	10,400円
6 級	11,000円
7 級	11,500円
8 級	12,100円
9 級	13,200円
10 級	13,900円
11 級	15,900円

6 小学校・中学校等教育職給料表

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	8,500円。ただし、2号給6,718円、3号給7,011円、4号給7,335円、5号給7,699円、6号給8,113円
2 級	11,800円。ただし、2号給7,434円、3号給7,812円、4号給8,226円、5号給8,721円、6号給9,027円、7号給9,351円、8号給9,688円、9号給10,039円、10号給10,539円、11号給11,065円、12号給11,605円
3 級	12,500円（公立学校職員の条例別表第1の備考2に定める職員にあつては、12,700円）。ただし、1号給12,334円（同表の備考2に定める職員にあつては、12,694円）
4 級	14,000円

7 高等学校等教育職給料表

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	9,500円。ただし、2号給6,718円、3号給7,011円、4号給7,335円、5号給7,699円、6号給8,113円、7号給8,563円、8号給8,865円、9号給9,171円、10号給9,472円
2 級	11,900円。ただし、2号給8,721円、3号給9,027円、4号給9,351円、5号給9,688円、6号給10,039円、7号給10,539円、8号給11,065円、9号給11,605円
3 級	13,000円（公立学校職員の条例別表第2の備考2に定める職員にあつては、13,200円）
4 級	14,400円

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中職員の給与の支給等に関する規則第八條の二第三項及び第二條の規定は、平成十年一月一日から施行する。
- 2 第一條の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与の支給等に関する規則の規定は、平成九年四月一日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年十二月二十四日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

高知県人事委員会規則第二十九号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年高知県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第五号中「給料月額が職務の級の」の下に「最高の号給又は」を加える。

別表第三十二行政職給料表の項中

「一五号給」を「一四号給」に改め、同表

高等学校等教育職給料表の項中

「二三号給」を「二二号給」に改め、同表医

職給料表（一）の項中

「一八号給」を「一七号給」に改め、同表医療職給料表（一）の

項中

「一五号給」を「一四号給」に改め、同表医療職給料表（二）の項中

「二二号給」を「二〇号給」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成九年四月一日から適用する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年十二月二十四日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

高知県人事委員会規則第三十号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年高知県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二号の表中「二六、七〇〇円」を「二七、二〇〇円」に、「二八、八〇〇円」を「二九、六〇〇円」に、

五十五キロメートル以上	三〇、八〇〇円
-------------	---------

を

五十五キロメートル以上六十キロメートル未満	三一、〇〇〇円
六十キロメートル以上六十五キロメートル未満	三四、四〇〇円
六十五キロメートル以上	三六、八〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、平成九年四月一日から適用する。

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成九年十二月二十四日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

高知県人事委員会規則第三十二号

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(号給等の切替え)

第一条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成九年高知県条例第四十六号)附則第三項、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成九年高知県条例第四十九号)附則第三項又は警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成九年高知県条例第五十号)附則第三項に規定する職員(以下「最高号給等職員」という。)のうち、平成九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日における号給又は給料月額(公立学校職員の給与に関する条例(昭和二十九年高知県条例第三十七号)別表第一の備考二又は別表第二の備考二の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)(が別表のアからケまでの表(以下「切替表」という。)の旧号給等欄に掲げられている職員(職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成八年高知県条例第四十七号)附則第十三項から第二十項まで、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成八年高知県条例第四十九号)附則第十三項又は警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成八年高知県条例第五十号)附則第七項の規定により職務の級の切替え等が行われた職員を除く。)の切替日における号給又は給料月額は、その者の切替日の前日における号給又は給料月額に対応する切替表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

(期間の通算)

第二条 前条の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の昇給規定(職員の給与に関する条例(昭和二十九年高知県条例第三十四号)第六条第一項若しくは第三項ただし書、公立学校職員の給与に関する条例第七條第一項若しくは第三項ただし書又は警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年高知県条例第十五号)第六条第一項若しくは第三項ただし書の規定をいう。)の適用については、その者の切替日の前日における号給又は給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下この条において「経過期間」という。)をその者の切替日における号給又は給料月額を受ける期間に通算する。ただし、平成九年一月一日において六十歳に達していない職員及び職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年高知県人事委員会規則第七号)第二十五条の二第一項各号に掲げる職員で、切替日における号給が職務の級の最高号給となるものについては、その者の経過期間のうち十八月を超える期間、切替日における号給が職務の級の最高号給の一号給下位の号給となるものについては、その者の経過期間のうち十二月を超える期間は、この限りでない。

(特定の最高号給等職員の切替え等)

第三条 最高号給等職員のうち第一条の規定の適用を受けない職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間については、人事委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 最高号給等職員の号給等の切替表（第1条関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級	
号 給 又 は 給 料 月 額	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
	16号給	16号給	19号給	19号給	32号給	32号給	28号給	28号給	26号給	26号給	24号給	24号給	22号給	22号給	21号給	21号給
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	190,800	192,900	247,800	250,600	325,600	327,200	374,600	376,500	392,700	394,700	429,300	431,500	440,000	442,300	465,000	467,400
	192,400	194,500	249,800	252,600	327,800	329,300	377,000	378,900	395,500	397,500	432,900	435,100	443,700	446,000	468,800	471,200
	194,000	196,100	251,800	254,600	330,000	331,400	379,400	381,300	398,300	400,300	436,500	438,700	447,400	449,700	472,600	475,000
	195,600	197,700	253,800	256,600	332,200	333,500	381,800	383,700	401,100	403,100	440,100	442,300	451,100	453,400	476,400	478,800
	197,200	199,300	255,800	258,600	334,400	335,600	384,200	386,100	403,900	405,900	443,700	445,900	454,800	457,100	480,200	482,600

オ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
号 給 又 は 給 料 月 額	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
	23号給	23号給	28号給	28号給	30号給	30号給	27号給	27号給	23号給	23号給	20号給	20号給
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	244,500	247,100	309,000	311,400	377,000	379,300	396,000	398,400	435,000	437,600	465,000	467,400
	246,500	249,000	311,200	313,500	379,400	381,700	398,800	401,200	438,600	441,200	468,800	471,200
	248,500	250,900	313,400	315,600	381,800	384,100	401,600	404,000	442,200	444,800	472,600	475,000
	250,500	252,800	315,600	317,700	384,200	386,500	404,400	406,800	445,800	448,400	476,400	478,800
	252,500	254,700	317,800	319,800	386,600	388,900	407,200	409,600	449,400	452,000	480,200	482,600

キ 小学校・中学校等教育職給料表の適用を受ける職員

職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号 給 又 は 給 料 月 額	33号給	33号給	36号給	36号給	26号給	26号給	15号給	15号給
	円	円	円	円	円	円	円	円
	321,500	323,900	453,500	456,200	485,900	488,800	514,700	517,700
	323,600	325,900	456,100	458,800	488,900	491,800	518,800	521,800
	325,700	327,900	458,700	461,400	491,900	494,800	522,900	525,900
	327,800	329,900	461,300	464,000	494,900	497,800	527,000	530,000
	329,900	331,900	463,900	466,600	497,900	500,800	531,100	534,100

ク 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員

職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号 給 又 は 給 料 月 額	40号給	40号給	33号給	33号給	23号給	23号給	15号給	15号給
	円	円	円	円	円	円	円	円
	370,400	372,400	468,000	470,700	519,900	522,900	543,000	546,000
	372,600	374,600	471,000	473,700	524,100	527,100	547,600	550,600
	374,800	376,800	474,000	476,700	528,300	531,300	552,200	555,200
	377,000	379,000	477,000	479,700	532,500	535,500	556,800	559,800
	379,200	381,200	480,000	482,700	536,700	539,700	561,400	564,400